

政令第二百四十号

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第一項、第二項、第三十二項及び第三十七項の規定に基づき、この政令を制定する。

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（令和七年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

黒鉛電極に対して課する不当廉売関税に関する政令

第一条第一項中「第八条第九項」を「第八条第一項」に、「同項第一号に規定する暫定的な関税（以下「暫定不当廉売関税」という。）」を「不当廉売関税」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 令和七年七月三日から令和十二年七月二日までの期間

第一条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号に掲げる貨物であつて、同項第二号に掲げる国を原産地とするもののうち、令和七年三月二

十九日から同年七月二日までの期間内に輸入されたもの（以下「暫定不当廉売関税賦課貨物」という。）には、法第八条第二項第一号の規定により、不当廉売関税を課する。

第二条中「に課する暫定不当廉売関税」を「又は暫定不当廉売関税賦課貨物に課する不当廉売関税」に改める。

第三条第二項中「黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」を「黒鉛電極に対して課する不当廉売関税に関する政令」に改める。

第四条中「に課する暫定不当廉売関税」を「又は暫定不当廉売関税賦課貨物に課する不当廉売関税」に改める。

本則に次の一条を加える。

（還付の計算期間等）

第五条 特定貨物又は暫定不当廉売関税賦課貨物に係る第一条の規定により課される不当廉売関税の法第八条第三十二項の規定による還付の請求は、毎年七月一日から翌年六月三十日までの期間（以下この条において「計算期間」という。）ごとに、当該計算期間内に輸入された特定貨物又は暫定不当廉売関税賦課貨

物に係る同項に規定する要還付額に相当する額について、しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和七年七月三日から施行する。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

2 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第七〇号の一五中「黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」を「黒鉛電極に対して課する不当廉売関税に関する政令」に改める。

理 由

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする黒鉛電極に対して課している暫定的な不当廉売関税について、不当廉売の事実等に関する調査の完了に伴い、確定的な不当廉売関税とする必要があるからである。